

次の送達書類を送付したが、住所及び居所不明により返送され、他に送付先が確認できないため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、当該書類の送付に代えて、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類は飯塚市市民環境部医療保険課に保管しているので、申し出があれば、いつでも交付する。

令和8年9月14日

飯塚市長 武井政一

1 送達する書類

令和8年度後期高齢者医療保険料決定通知書兼納入通知書

2 送達を受ける者の氏名 別添のとおり

3 注意事項 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

[illegible]